

東京都板橋区農業委員会

第 25 期第 18 回定例総会議事録

令和 6 年 1 2 月 2 3 日

於 下赤塚地域センター第2、第3洋室（赤塚庁舎3階）

第 25 期第 18 回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和 6 年 1 2 月 2 3 日（月）午後 3 時 3 0 分

場 所 下赤塚地域センター第 2、第 3 洋室
（赤塚庁舎 3 階）

出席委員 1 0 名 下記のとおり

記

議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名	議席 番号	氏 名
1	安井 一郎	5	稲本 政美	9	木村 博之
2		6	山口 賢治	10	宮本 拓
3	松澤 智昭	7	久保 秀一	11	
4	染宮 利章	8	中妻 じょうた	12	大野 治彦

議 事

1 報告事項

- (1) 農地転用届出の専決処分報告について (資料1)
合計10件 (内訳: 4条関係6件、5条関係4件)
- (2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について (資料2)
- (3) 第64回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について (資料3)
- (4) 農業委員会だより(案)について (別添資料)
- (5) 東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (資料4)
- (6) 板橋区認定農業者の認定について (資料5)

2 その他

- (1) 新春七草がゆの集いについて (資料6)
- (2) 国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について (資料7)

3 次回日程

日 時 令和7年1月27日(月) 午後2時00分 開会
場 所 下赤塚地域センター第2、第3洋室(赤塚庁舎3階)

議 長	山口 賢治	会長
署名委員	稲本 政美	委員
	久保 秀一	委員
出席係員	木内 俊直	事務局長
	岸 幸夫	農政担当係長
	柴 圭太	書記

事 務 局 長	只今より、第２５期第１８回農業委員会定例総会を開会させていただきます。 会長、進行をお願いいたします。
会 長	皆さま、こんにちは。 早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。 本日の署名委員は、稲本政美委員、久保秀一委員を指名させていただきます。欠席の届出が會田幸夫会長職務代理、田中はつ江委員から出ております。 それでは、報告事項（１）農地転用届出の専決処分報告について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	それでは、資料１、１ページをご覧ください。農地法第４条第１項第７号の規定による届出で、令和６年１１月１１日から同年１２月１０日までに届出があったもの、６件でございます。 専決番号１、土地の所在が舟渡二丁目２５番６、２５番３４及び２５番４２の３筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。面積は、合計で２３４．４４平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、２ページ上段の専決番号１の案内図において、矢印が指しているところ、舟渡病院の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は共同住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号２、土地の所在が中台二丁目５５番１及び５５番２の２筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。面積は、合計で１，１４９平方メートル、転用の目的は駐車場です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、２ページ下段の専決番号２の案内図において、矢印が指しているところ、中台中学校の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は駐車場及び不耕作地となっており、令和６年１２月着工、令和７年１月完了予定、整地して、砂利敷の駐車場に整備する予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号３、土地の所在が赤塚二丁目６５番１６の１筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっています。面積は、

書記	406平方メートル、転用の目的は共同住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、3ページ上段の専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、東武東上線下赤塚駅の北西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
会長	現況は共同住宅が建設中で、令和6年5月着工、令和6年12月完了予定、木造2階建て1棟の共同住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
委員	まず4条関係3件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。
事務局 長	専決番号1について、転用の目的が共同住宅となっておりますが、今後共同住宅が建設される予定ですか。
委員	既に共同住宅は建っておりますので、何かしらの理由で現況に合わせて転用届が提出されたものでございます。
書記	専決番号3の方の氏名はなぜ手書きなのでしょう。
会長	旧字のため、パソコンで入力することができず、やむを得ず手書きで記載をいたしました。
事務局 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。
書記	特にないようですので、次に進めさせていただきます。
事務局 長	続いて4条関係の残りの3件について、事務局より説明をお願いいたします。
書記	続きまして、専決番号4、土地の所在が高島平五丁目32番16の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地となっております。面積は、286平方メートル、転用の目的は個人住宅と駐車場です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、3ページ下段の専決番号4の案内図において、矢印が指しているところ、高島第三中学校の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書記	現況は個人住宅及び駐車場となっております、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。

事 務 局 長	続きまして、専決番号５、土地の所在が坂下三丁目１１番３６及び１１番６４の２筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況は不耕作地となっています。面積は、合計で１０７平方メートル、転用の目的は個人住宅です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、４ページ上段の専決番号５の案内図において、矢印が指しているところ、志村橋郵便局の西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は個人住宅となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号６、土地の所在が徳丸六丁目８４番７及び８４番１９の２筆で、登記簿上の地目は何れも畑、現況も畑となっています。面積は、合計で１，０５０平方メートル、転用の目的はトランクルーム用の敷地です。届出人の住所、氏名、職業は記載のとおりです。概ねの位置は、４ページ下段の専決番号６の案内図において、矢印が指しているところ、板橋徳丸郵便局の西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は区民農園として貸し出しを行っております。この区民農園は今年度までで閉園となり、その後、令和７年３月１日着工、令和７年３月未完了予定、整地して、トランクルーム用の敷地として利用する予定となっております。説明は以上でございます。
会 長	４条関係３件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。
委 員	専決番号４について、届出人住所が他県ですが、どのような状況なのか分かりますか。
書 記	推測ですが、相続によりこのような状況になったと思われます。
委 員	農地転用届が提出されると、税金も変わるのでしょうか。
事 務 局 長	固定資産税等は原則、現況に合わせて賦課されておりますので、元々不耕作地であったのであれば税金も変わらないと思われます。
会 長	専決番号６について、区民農園とのことですが、何区画程度あるのでしょうか。
農政担当係長	おおよそ５０区画程度と記憶しております。

会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続いて5条関係について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	続きまして、農地法第5条第1項第6号の規定による届出で、令和6年11月11日から同年12月10日までに届出があったもの、4件でございます。5ページをご覧ください。 専決番号1、土地の所在が高島平九丁目27番2の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は384平方メートル、転用の目的は共同住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、6ページ上段、専決番号1の案内図において、矢印が指しているところ、ケーヨーデーツーの東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は駐車場となっており、令和7年7月着工、令和8年1月完了予定、軽量鉄骨造3階建て1棟の共同住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号2、土地の所在が西台三丁目29番2の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は17平方メートル、転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、6ページ下段、専決番号2の案内図において、矢印が指しているところ、志村第五小学校の南西側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書 記	現況は個人住宅の一部、通路となっており、該当する土地部分を赤枠で示しております。なお、写真では分かりづらいですが、通路の奥にも個人住宅が建っており、そちらの土地と合わせて、令和7年1月着工、令和7年9月完了予定、木造2階建て1棟の個人住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
事 務 局 長	続きまして、専決番号3、土地の所在が赤塚七丁目1195番1の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は209平方メートル、転用の目的は共同住宅等への通路です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、7ページ上段、専決番号3の案内図において、矢印が指しているところ、赤塚保育園の東側、新大宮バイパス沿いです。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。

書	記	現況は共同住宅等への通路となっており、現況に対する届出でございます。説明は以上でございます。
事	務	局長
		続きまして、専決番号4、土地の所在が中台二丁目638番1の1筆で、登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は93平方メートル、転用の目的は個人住宅です。譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業は、記載のとおりです。概ねの位置は、7ページ下段、専決番号4の案内図において、矢印が指しているところ、中台中学校の北東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書	記	現況は不耕作地となっており、令和7年5月着工、令和7年11月完了予定、軽量鉄骨造3階建て1棟の個人住宅が建築予定となっております。説明は以上でございます。
会	長	5条関係4件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。
委	員	4条5条ともに、現況に対する届出が非常に多いですが、区内にこのような事例はどの程度あるのでしょうか。
事	務	局長
		正確な数値は把握しておりませんが、相当数はあるかと推測されます。
会	長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項（2）地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、事務局より説明をお願いいたします。
事	務	局長
		それでは、資料2、8ページをご覧ください。令和6年11月11日から同年12月10日までに東京法務局 板橋出張所から照会のあったものが、1件ございます。 番号1、土地の所在が赤塚七丁目1418番1の1筆で、地目は畑、面積は167平方メートルです。土地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。本件については、12月12日に現地調査を行い、現況が非農地であること、また、過去に転用届が出されていないことを確認し、その旨を同日12月12日に東京法務局 板橋出張所に回答しております。概ね位置は、8ページ下段、番号1の案内図で矢印が指しているところ、赤塚図書館の東側です。現地の詳細については、書記からモニターを使って、ご説明いたします。
書	記	現況は、緑道沿いの不耕作地となっております。そのため、非農地

会 長	である旨を法務局に回答しております。なお、その後１２月１８日に法務局より本申請が取り下げられた旨、連絡がございましたので、併せてご報告いたします。説明は以上でございます。 何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（３）第６４回企業的農業経営顕彰における受賞者の決定について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	９ページ、資料３をご覧ください。企業的農業経営顕彰につきまして、農業委員会で推薦をさせていただきました荻野耕一さんが１３ページの左側４段目に記載のとおり、「東京都農業会議会長賞」を受賞されることが決定いたしました。９ページにお戻りいただきまして、受賞されました方は、来年２月２０日（木）に開催される「第６６回東京都農業委員会・農業者大会」において、表彰される予定でございます。 なお、農業者大会につきましては、例年、農業委員の皆様にご出席いただいております。今年度は例年通り、昭島市で開催予定でございます。交通手段としましては、マイクロバスで委員の皆様をご案内し、農業者大会終了後、こちらに戻り、農業者大会報告会を開催させていただく予定でございます。詳細が分かりましたら、また、皆様にご連絡をさせていただきます。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（４）農業委員会だより（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちら、書記からご説明いたします。
書 記	机上配付させていただきました、カラー印刷をしております別添資料をご覧ください。総会終了後、１２月末に発行予定の農業委員会だよりの原稿の案でございます。農業委員会だよりは、年２回発行し、年間の行事や各種制度のご案内、農業委員会の活動等を農業者の方を中心に周知していくための情報発信のツールの一つとして位置付けているものでございます。農業委員会だよりは、区内農業者、関係団体、区役所の関係部署に発送する予定です。 １面は、例年どおりに開催されました第４７回板橋農業まつり開催について写真とともに掲載しております。

会 長	2面上段には、その板橋農業まつりにて実施しました共進会の入賞者一覧を掲載しています。共進会入賞者一覧においては、ソサイの部においては會田会長職務代理がJ A組合長賞、園芸の部では松澤委員が区長賞・農業委員会会長賞、志村みの早生大根の部では木村委員が農業委員会会長賞をそれぞれ受賞されました。おめでとうございます。その下、新春七草がゆの集いについてですが、令和7年1月7日（火）午前11時から区立城北公園内野球場にて開催予定でございます。新年を迎えて最初のイベントとなります。農業委員の皆様にも出席のご案内をさせていただきます。よろしくお願いいたします。その下、令和6年10月10日に実施しました農業委員会視察の様子を写真付きで掲載しております。 続きまして、3面上段には、10月29日に農業委員の皆様に行っていただきました農地利用状況調査について、その下には、生産緑地の追加指定に関する情報を、それぞれ写真付きで掲載しております。さらにその下、板橋区都市型農業振興・農地保全推進事業費補助金のご案内についてですが、板橋区では、農業振興及び農地保全を目的とした推進事業費の補助金制度があります。農業用ハウス施設の設置や補修費、土砂流出対策工事、大型農機具購入のための経費などについて、総事業経費の3分の1を補助する事業となっています。 続きまして、4面上段には、5年ごとに実施されます「2025年農林業センサス」が今年度実施されます。そのため、その調査のご案内を記載しております。調査員は1月中旬から2月中旬にお伺いすることですので、お忙しい中お手数ですが、ご協力の程、よろしくお願いいたします。その下、区で実施しています「援農ボランティア事業」についての周知記事を掲載しております。何かお困りの際はぜひご利用いただければ幸いです。最後に、農業者年金制度についてのご案内でございます。農業者年金は、年間60日以上農業に従事していて、20歳以上、60歳未満であり、国民年金第1号被保険者であるという3つの条件を満たした方々が、対象となります。農業者年金の申し込みは、J Aの窓口となっております。 紙面の説明は以上となります。今回の農業委員会だよりは、本日の定例総会でご意見を伺い、年内中に、農業者、関係団体、区役所内部等含めて、300部ほど発行する予定でございます。説明は以上でございます。 何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（5）東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、事務局より説明をお願いいたします。
------------	---

事 務 局 長	こちら、書記からご説明いたします。
書 記	15ページ、資料4をご覧ください。令和6年11月28日に「東京都板橋区長及び副区長の給料等に関する条例等の一部を改正する条例」が板橋区議会にて可決され、翌11月29日公布されました。この中には、農業委員会委員の報酬額に関する改定も含まれております。16ページ中段の第3条の部分をご覧ください。同表農業委員会の部会長の項中「46,000円」を「47,000円」に改め、同部会長職務代理者たる委員の項中「35,000円」を「36,000円」に改め、同部その他の委員の項中「27,000円」を「28,000円」に改めるとなっており、18ページには額を表にまとめております。また、17ページにお戻りいただきまして、付則、項番1をご覧ください。この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定による改正後の東京都板橋区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、令和6年4月1日から適用するとなっております。そのため、12月分の報酬額は、本日明細をお配りしておりますが、改定後の報酬額を適用し、さらに令和6年4月分から11月分までの差額をお支払いすることになります。支給日は、通常と変わらず月末、今月は12月27日を予定しております。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等がございますか。
委 員	4月から11月分についても増額分が支給されるのですか。
書 記	改正条例については、令和6年4月1日から適用となっているため、4月から11月分につきましても今回のタイミングで差額分が支給されることになります。
会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、報告事項（6）板橋区認定農業者の認定について、事務局より説明をお願いいたします。
事 務 局 長	こちらは、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは、19ページ、資料5をご覧くださいと思います。板橋区認定農業者制度は、令和元年度に4農業経営体を認定し、5年間の認定期間ということで、現在の認定期間は、令和7年1月までとなっています。今回、その内の2農業経営体から、認定農業者の更新申請があり

		まして、8月22日に次期事業計画の個別相談会、12月3日に認定審査会を開催し、申請があった2農業経営体を引き続き認定農業者に認定することになったものでございます。 審査会の中で番号1の方については、「神奈川県での研修、三重県での生ごみたい肥作りの研修を受け、実践に活かされている。」「計画書は申し分ない。」「今後農業経営のモデルになる可能性がある方。」「有機農業については、雑草等の問題もあるので、農業委員会の理解が必要になってくる。」「労働時間が年間2400時間で多いため心配である。」とのご意見がありました。 番号2の方については、「令和3年度に認定農業者の補助事業を活用されたが、少し前に体調を崩されたことがあったが、現在の売上は800万円に戻ってきている。」「働きすぎが心配である。」「東京都もチャレンジ労働支援事業を行っており、SNSによる情報発信などの専門家を派遣する事業を行っているため、計画が実現するよう、こういった制度を活用してほしい。」といったご意見がありまして、いずれの事業計画も「認定は妥当である」との審査会の審査結果となりました。 なお、審査会の付議事項としましては、番号1の方には「機械などの支援をすることで、農業省力化に取り組んでいただくと良い。有機農法については、国、都道府県も推奨するようになった。環境保全型農業の推進や東京エコ認証の申請など、有機農法に限らないが、環境へ負荷が少ない農業を推進していくことが必要である。」、番号2の方には「臨時雇用については、都農林水産振興財団でもボランティアの派遣を行っており、ぜひ活用してほしい。SNS情報発信については、東京都も支援事業を行っているので、こういった制度を活用し、計画を実現してほしい。」との意見が付されました。 今後の予定といたしましては、令和7年1月23日に、板橋区認定農業者認定証交付式を赤塚庁舎で実施する予定でございます。ご説明は以上でございます。
会	長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委	員	認定をする方はどなたになるのでしょうか。
事 務 局 長		板橋区で認定をすることになりますが、審査会委員としましては、資料19ページに記載の方をお願いをしております。
会	長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（1）新春七草がゆの集いについて、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長	こちら、農政担当係長からご説明いたします。
農政担当係長	それでは、20ページ、資料6をご覧くださいと思います。新春七草がゆの集いの開催についてでございます。今回で35回目となります板橋区の伝統行事でございます。実施日時は、令和7年1月7日（火）午前11時から、会場は昨年度同様、区立城北公園内野球場です。実施内容でございますが、11時から開会式典を行いまして、概ね11時30分からお餅入り七草がゆの試食1000食分を予定しています。この他、繭玉飾りの展示、羽根つき、独楽まわしコーナー、区内産農産物、それからシクラメンなど花卉の販売と募金活動を予定しております。また、ご来場の皆さまに熱々の七草がゆを召し上がっていただけますよう、昨年度同様、3～4人がけのベンチを140台用意する予定ですので、概ね500人くらいは、着席してお召し上がりいただけるものと考えております。最後に周知方法ですが、広報いたばし、12月21日号に掲載するほか、町内会掲示板へのポスター掲示、区ホームページ、板橋ふれあい農園会ホームページにて周知してまいります。また、新年の伝統行事ということで、例年マスコミの取材を受けるなど、注目度の高い事業でございます。主催、板橋ふれあい農園会、板橋区、協力、板橋区民農園農芸指導員の会、JA東京あおばのご協力により、開催する予定でございます。また、農業委員の皆様におかれましても、ご案内文書を送らせていただいておりますが、可能な範囲内で構いませんので、ご協力とお力添えをどうぞよろしくお願いいたします。 それから、資料にはございませんが、今月10日（火）11（水）の2日間、区役所本庁舎で冬野菜マルシェを実施いたしました。両日とも11時30分から販売いたしまして、多くの区民の皆様、職員の皆様にお買い求めいただき、両日とも午後1時頃には完売いたしました。出荷・販売にご協力いただきました方々、ありがとうございました。また、昨年度に引き続きまして、年忘れ冬野菜マルシェを12月26日（木）区役所本庁舎1階、シンデレラ階段付近で行います。今回も午前11時30分から販売いたしますので、お近くにご用事の際には、お立ち寄りいただきたいと思います。また農産物の出荷・販売にご協力いただく皆様、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ご説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 続きまして、その他（2）国への要望ならびに都への意見に関する内容の検討について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長	こちらは、書記からご説明いたします。
書 記	21ページ、資料7をご覧ください。東京都農業会議より、東京都及び国への要望事項について通知がございました。こちらは、農業委員会法第53条に基づき、毎年東京都農業会議がとりまとめ、東京都及び国へ要望を提出しているものです。23ページには今後のスケジュールを記載しており、今後各農業委員会が集まる場でも協議がなされ、最終的には2月に国への要望、3月に都へ意見の提出をいたします。本日は皆様からご意見をいただければ幸いです。なお、24ページから28ページにかけては昨年度の都への意見、29ページから36ページにかけては昨年度の国への要望を添付しております。また、参考までに、本年8月の定例総会での国有農地の見回り調査結果の報告の中でもお話のありました、国有農地に関する要望につきましては、32ページをご覧ください。昨年度も国への要望事項の一つとして項番13に記載のとおり、項目を設け、要望しているところです。説明は以上でございます。
会 長	何か、ご意見、ご質問等はございますか。
委 員	気候変動対策について要望したいですが、具体策はなかなか難しいと思います。
委 員	夏場の水やり等に係る水道代や、冬場に関しては石油代が高騰しており、暖房費等も大きな負担になっているため、そういった光熱費に対する補助が受けられると助かります。また、人件費につきましても非常に高いと感じていて、ボランティア等につきましても、農業は経験や技術が求められるので、そういったサポートが頂ければ幸いです。
委 員	確認ですが、資料25ページにあります「生産緑地バンク」とはどのようなものですか。
書 記	現在、生産緑地は貸借することが可能となっており、貸し手・借り手をマッチングさせる仕組みの総称となっております。なお、板橋区では現状なかなか取組みが進んでいなく、整備ができていない状況となっております。
委 員	もう1点、防災にも資する農地とはどのようなものが挙げられますか。
事 務 局 長	火事の延焼を防ぐことや災害時の食材の確保などが挙げられると考えます。また、区としてはJAと防災協定も締結しているところです。

会 長	他に何か、ご意見、ご質問等ございますか。 特にないようですので、本日の議事は以上となります。 全体を通して、何かございますか。 特にないようですので、これをもちまして第１８回定例総会を閉会いたします。 (終了時間 午後４時４０分) 次回の日程を下記のとおり決定し散会 ・運営委員会 １月２０日（月）午後３時３０分 ・定例総会 １月２７日（月）午後２時００分
---	---